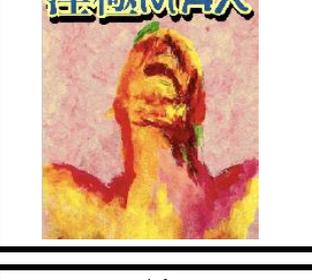
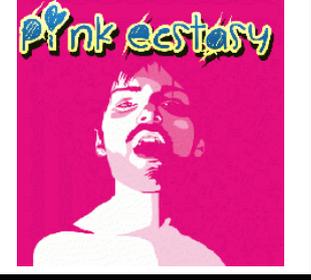


知事監視製品（令和4年6月28日石川県告示第262号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「KING KAMINARI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「潮吹トランス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「舐獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「戦慄」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、被包に「恍惚ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「媚汁トトロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「直乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「極悶マグマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
9	10	11	12
次の写真に示すとおり、被包に「マキシマム Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「淫極MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「媚獣ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「悶狂ダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
13	14	15	16
次の写真に示すとおり、被包に「pink ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「直剛ストラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「極丸サイクロン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「絶悶スブラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			

17	18	19	20
<p>次の写真に示すとおり、被包に「マグナムMK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ・ボム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「FOREVER OLD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「SEX HARB BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和4年6月29日